



不当判決に抗議する人々（12月20日、那霸市）

先日琉球新報の報道で、アメリカ軍が1960年代に辺野古に検討していた米海軍飛行場の基本計画でも軟弱地盤の存在が指摘されていましたが明らかとなりました。日米間の合意で進められている現在の新基地建設も計画段階からは認識していた疑いがあり、新基地建設の根拠が問われています。

沖縄防衛局は、代執行業者（地盤改良含む）の入札を開始し、12月5日付で受注業者との契約が完了したことを13日に明らかにしました。

沖縄 たたかいの現場から

瀬長 和男
沖縄県統一連事務局長
司法の役割放棄した高裁判決
あきらめず、勝つまでたたかう

99

「断」を無視しているのかは明らかではないでしょうか。

め、県敗訴の判決を出した。しかし、事前の裁判所前での集会でも、判決後の方義集会で、参加者は

これまで303点

にいくといふからまず指定をするという、政治的か(つ)姑息とも言つべき指定でした。

機械的に指定をし、審議会でもまともな検討がなされていないことを見出していま
す。
し、情報機能も防空機能を
いずれも有する全国唯一の
施設です。ところがこれを
特別注視区域には指定しな
いから

的にやりますよ」と「姿見せる」とある程度対である」といふのであります。これは、特別注視区域はのような抑止効果が強まと言つてゐるだけであり、注視区域でも抑止効果があるわけです。

私たちは、土地規制法住民を監視し基地監視活動や基地反対運動を萎縮さると指摘してきましたが、まさに政府自身がその意を明らかにしたと言えるでしょう。

さるに第6回審議会は、注視区域でも将来的特別注視区域に格上げすることもあり得るなど、「スマール・スタート」初のステップ」と説明しています。これは、法案において施設周辺1kmという範囲について、まずは1kmの範囲でやらせておきながら法の執行状況を見ながら将来範囲を広げることを討するなどの政府答弁軌を「にするものです。以上のように、第6回

定を巡っては、土地規制法の危険性や恣意性が益々明らかになってきました。しかし、今回は、地方自治体からの意見も多数寄せられました（資料）。これに対する内閣府の回答は木で鼻をくぐるようなものですが、自治体からこれほど意見が出されたことは重要です。それだけ住民の心配があるということです。私たちの今後の運動が重要な点です。

沖縄・久高島に
みる杜撰な指定

新聞報道によれば、人の国境離島の指定が中心でした。反対運動が起つて、聞いたこともないようなな

本来、区域指定は对象ごとに指定の必要性を検討しなければなりませんが、久高島の例は事務的に

その中に、防衛省市ヶ谷
庁舎周辺が含まれている
です。防衛省市ヶ谷庁舎は
全国の自衛隊の指揮部で

また第6回審査
区域指定の「抑制
指摘されていま
注視区域とする

運動萎縮を「抑止効果」と指摘

西方面における陸上自衛隊の運用の要となる」ということで、注視区域とはせず、に特別注視区域としたと説明しました。市ヶ谷庁舎との整合性がないばかりではなく、南北地域が戦場となることを公言したと言えるでしょう。

第3回指定区域案に対する地方公共団体に対する意見聴取の結果 内閣府資料（抜粋）

意見	意見に対する考え方
【法の厳格な運用を求める意見】	
○区域指定後の土地調査においては、必要最小限に留め、その土地等の利用に関連しない情報を収集することのないよう、法の運用を厳格に遵守すること。 ○一部住民より区域指定されることにより区域内の住民のプライバシー権や財産権並びに思想・良心の自由が侵害されるのではないかと憂慮する意見が市へ寄せられたため、申し添える。 ○調査の実施など制度の運用に当たっては、住民等の権利を不合理に制約したり、日常生活や事業活動に影響が出たりすることがないよう、最大限の配慮をお願いしたい。	重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に運用してまいりたい。 土地等利用状況調査に当たっては、土地等の利用者等について、思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはない。 また、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はない。
【調査により収集した個人情報の保護についての意見】	
○法の運用に当たっては、国民の権利や自由を侵害することがないよう、また、個人情報の保護にも配慮した、基本方針に基づく厳格な運用を求める。 ○取り扱う個人情報の保護に万全を期していただきたい。 等	個人情報の保護については、法及び基本方針並びに内閣府のセキュリティポリシーにのっとり、万全を期してまいりたい。
【機能阻害行為の認定についての意見】	
○機能阻害行為の認定に当たっては厳正を期し、注視区域等内における住民の生活に萎縮をもたらし、本来意図した機能阻害行為とは無関係な利用行為を住民がためらうこと等が生じないよう、十分配意されたい。	勧告及び命令の実施に当たっては、法及び基本方針に照らして評価し、土地等利用状況審議会の意見を聞いて行うなど適切に運用してまいりたい。
【経済的社会的観点からの留意事項を踏まえた区域の区分に係る意見】	
○今回候補として提示のあった特別注視区域については、大部分の面積が人口集中地区(=D I D 地区)であり、また、本市は人口約20万人以上の市であることから、特別注視区域の指定に当たっては、経済的社会的観点からの御配慮を頂きたい。	御指摘の区域については、国勢調査に基づく人口集中地区の状況を踏まえ、「施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること」との要件を満たしていないと考えており、法及び基本方針にのっとり、特別注視区域として指定することとしている。
【国による周知・広報についての意見、住民説明会についての意見】	
○特別注視区域では一定以上の面積の土地取引に対して事前の届出が義務化されるなど、住民の生活に影響を及ぼすため、国においては、これまで以上に制度の周知に力を入れ、住民の不安を取り除いていくいただきたい。 ○区域内の住民及び事業者に対し、国の責任において、本制度の目的、内容、必要性等について丁寧に説明し、理解を求めるとともに、調査の際の個人情報の取扱いや社会経済活動への影響といった、住民等の不安解消に努めていただきたい。 ○区域指定の判断基準を含め、法の目的等について、国の責任において住民に説明をされたうえで、指定を検討されたい。 ○指定に当たっては、住民に過度な不安が生じないよう丁寧な説明を、国において責任を持って実施していただきたい。 ○区域指定に対する住民の理解と不安を払拭するためにも、地域住民説明会の実施が必要と考えており、住民説明を求める。 等	重要土地等調査法に基づく措置を着実に実施していくためには、法の趣旨や制度についての周知・広報が重要であることから、内閣府のホームページやリーフレットにおいて、法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について掲載している。 また、関係地方公共団体や関係業界団体等の協力を頂き、リーフレットの配布、広報誌やチラシなどの活用も行っているところ。 加えて、区域指定に当たっては、関係地方公共団体から意見を聴取することとしており、さらに、コールセンターにて地域住民や事業者の方々からの個別の問合せにも対応している。 こうした取組を引き続き展開し、更なる周知・広報の充実に取り組み、国民の理解が一層深まるよう尽力してまいりたい。 なお、これらにより地域住民や事業者の方々の質問等に対応できることから、住民説明会の実施は考えていない。

